



(号外) 独立行政法人国立印刷局

三 次

〔法 律〕

- 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(七)
- 内閣官房組織令の一部を改正する政令(七九)
- 金融機関の一部を改正する政令(八〇)
- 総務省組織令の一部を改正する政令(八一)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(八二)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令(八三)
- 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令(八四)
- 防衛省組織令の一部を改正する政令(八五)
- 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令
- 正する内閣府令(同一大)

〔政 令〕

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令(七九)
- 金融機関の一部を改正する政令(八〇)
- 児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(九一)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(九二)
- 予防接種法施行令等の一部を改正する政令(九三)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(九四)
- 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(九五)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に関する政令(九六)

〔府令・省令〕

- 消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産・経済産業)

〔省 令〕

- 総務省組織規則の一部を改正する省令(総務)(一〇)
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令(同一一)
- 住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(外務四)
- 子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(同一二)
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(同一二)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働五〇)
- 旧薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五一)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(同五一)
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法規則の一部を改正する内閣府令(同一七)
- 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(同一八)
- 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一〇)
- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(同五四)
- 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五七)
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令(同五九)
- 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(同六〇)
- 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六一)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(経済産業)

〔府 令〕

- 内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一五)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一大)

本日公布された法令の「あらまし」は、
三ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

- (前のページより続き)
- 規 則
- 人事院規則九一―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則
(人事院九一―二一六一)
 - 人事院規則九一―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則
(同九一六一七四)
 - 人事院規則九一―七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
(同九一七一七一)
 - 人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則
(同九一三〇一七七)
 - 人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則
(同九一五五一)
 - 人事院規則九一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則
(同九一一二三一九)
 - 人事院規則一〇一五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則
(同一〇一五一八)
 - 人事院規則一〇一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則
(同一〇一二一七)
 - 人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則
(同一一八一八)
 - 人事院規則一一一〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則
(同一一一〇一三四)
 - 人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
(同一五一四一九)
 - 消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（厚生労働一八八）

- 告 示
- 特定非営利活動促進法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行規則第九条の規定に基づき、内閣総理大臣の指定する総覽の場所及び内閣総理大臣の定める閲覧の場所を定める件を廃止する件（内閣府三九）
 - 公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行つて、これを指揮する件の一部を改正する件（同四〇）
 - 東南海・南海地震防災対策強化地域を指定した件（同四一）
 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（同四三）
 - 沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）
 - 特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一八九）
 - ドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件（同一九一、一九五）
 - 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受け入れの実施に関する指針の一部を改正する件（同一九一、一九六）
 - 国民年金の保険料を追納する場合に納すべき額を定める件（同一九三）
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第一項に規定する保険料の額を定める件の一部を改正する件（同一九四）
 - 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百一十八条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める事由を定める件の一部を改正する件（経済産業七〇）
 - 公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境五七）
 - 公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同五八）

- 官 報
- 特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一九〇）
 - 昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示四）
 - 昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同五）
 - 平成一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同六）
 - 平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同七）
 - 平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同八）
 - 平成八年人事院公示第十号の一部改正に関し、決定した件（同九）
 - 平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）
 - 昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一九）
 - 昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同五）
 - 平成一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同六）
 - 平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同七）
 - 平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同八）
 - 平成八年人事院公示第十号の一部改正に関し、決定した件（同九）
 - 平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）
 - 昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（同一九）
 - 昭和五十八年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同五）
 - 平成一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同六）
 - 平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（同七）
 - 平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（同八）
 - 平成八年人事院公示第十号の一部改正に関し、決定した件（同九）
 - 平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（同一〇）

- 官 報
- 公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境五七）
 - 公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同五八）

第三百九十三条第一項中第十一号を第十六号とし、第二項から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第三号中「会計方針」の下に「(決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続をいう。以下同じ。)」を「重要な事項」の下に「及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更」を加え、同号の次に次の四号を加える。

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法 (決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。)の変更に関する注記

五 会計上の見積りの変更 (新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の作成に当たつてした会計上の見積り (決算関係書類又は連結決算関係書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算関係書類又は連結決算関係書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。)を変更することをいう。以下同じ。)に関する注記

六 説明の訂正に関する注記

第七百九条第一項第一号中「及び第九号」を「、第五号及び第十三号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第八号」に、「第七号」を「第十一号」に、「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

第七百十一条第一項中「決算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他の決算関係書類作成のための基本となる事項 (次項において「会計方針」という。)」であつて、「を「会計方針に関する」に改め、同条第二項を削る。

第七百十三条の見出し中「注記」を「注記等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記は、連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合 (当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。)におけるその旨及び当該変更の理由とする。

第七百十三条の次に次の四条を加える。

(会計方針の変更に関する注記)

第七百十三条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会計監査人監査組合以外の組合にあつては、第四章及びハに掲げる事項を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更の理由

三 週及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について週及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項 (当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、口に当該会計方針の変更の内容

一 当該会計方針の変更の理由

二 週及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

三 週及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について週及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項 (当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、口に当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

2 個別注記に注記すべき事項 (前項第三号並びに第四号ロ及びハに掲げる事項に限る。)が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記したその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

(表示方法の変更に関する注記)

第三百三十二条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該表示方法の変更の内容

二 当該表示方法の変更の理由

三 当該会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 当該会計上の見積りの変更の決算関係書類又は連結決算関係書類の項目に対する影響額

三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の四 説明の訂正に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

二 当該説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の五 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の六 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の七 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の八 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の九 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の十 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第三百三十二条の十一 説明の訂正に関する注記は、説明の訂正をした場合における次に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該説明の内容

(説明の訂正に関する注記)

第一百四十三条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げる。第一項の次に次の二項を加える。

提供決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時に於ける過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総合において承認又は報告をしたものと異なるものとなつてゐるときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

第四十四条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げる。第一項の次に次の二項を加える。

連続決算関係書類を提供する際には、過年度事項（当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結純資産変動計算書に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。）併せて提供することができる。この場合において、連結決算関係書類の提供をする時に於ける過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る総合において報告をしたものと異なるものとなつてゐるときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

第一百七十九条第一項第一号ロ中「当該事業年度において収入し」を「当該事業年度（当該事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間。以下このロにおいて同じ。）において収入し」に改める。

第二百九条第一項第三号ロ中「回」とし、「回を回」とし、「回を回」とし、「回の次に次のように加える。

（10）特定共済組合においては、支払余力比率

第二百九条第一項第六号中「さとし、ホをホ」とし、「ハ」の次に次のように加える。

（11）特定共済組合にあつては、共済金等の支払能力の充実の状況（法第五十条の五各号に掲げる額に係る細目を含む。）

第二百九条に次の二項を加える。

第一項第一号ロ及びハ並びに第六号に掲げる事項について、当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る総合において承認又は報告をしたものと異なるものとなつてゐるときは、修正後の過年度事項を反映した事項とする」とを妨げない。

第二百四十八条の次に次の二条を加える。

（特定共済組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一百四十八条の二 特定共済組合についての法第九十四条の二第三項に規定する同条第一項の規定による命令であつて、共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第五の上欄に掲げる支払余力比率に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

第一百四十八条の三 特定共済組合が、その支払余力比率について当該組合が該当していた別表第五の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確實に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合には、前条の規定にかかわらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該組合にひいての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に定める命令とする。

2 別表第五第三区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める額とする。次項において同じ。）の合計額

（その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿額の差額に係る繰延積金資産に相当する額を控除した額とする。同項において同じ。）が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第一区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 支払余力比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した額又はこれに遙するものとして合理的な方法により算出した額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した額

三 前一号に掲げる資産以外の資産で帳簿額が算出日において評価した額と著しく異なるもの

当該評価した額

3 別表第五非対象区分の項、第一区分の項及び第一区分の項に該当する特定共済組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

別表第三経理に関する指標の項中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別表第四の次に次の表を加える。

別表第五（第一百四十八条の一及び第一百四十八条の三関係）

支払余力比率に係る区分 非対象区分（支払余力比率が100パーセント以上であるもの）	命令
第一区分（支払余力比率が100パーセント以上）	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分（支払余力比率が〇パーセント以上）	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令

- 一 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
- 二 その額の抑制
- 三 契約者割戻しの禁止又はその額の抑制
- 四 新規に締結しようとする共済契約に係る共済積金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む）の変更

- 五 事業費の抑制
- 六 一部の事務所における資産の運用の禁止又はその額の抑制
- 七 一部の事務所における業務の縮小
- 八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止
- 九 子会社等の業務の縮小
- 十 子会社等の株式又は持分の処分

<p>第三区分 (支払余力比率が〇パーセント未満であるもの)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第一百一条、第二百七条、第二百九条、第一百一十二条から第百三十三条の五まで、第二百二十四条、第二百一十九条、第二百三十一条、第二百三十六条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百九条及び別表第三の規定は、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 第一百四十八条、第二百四十八条の二、第二百四十八条の三及び別表第五の規定は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度については、な</p> <p>第四条 厚生労働省令第五十三号</p> <p>構造改革特別区画法（平成十四年法律第八十九号）第一条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第一十七号、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第七十七条第一項並びに介護保険法（平成九年法律第二百一十二号）第七十四条第一項、第九十七条第三項及び第二百十五条の四第二項の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区画法第一條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>厚生労働大臣 小畠山洋子</p> <p>厚生労働省関係構造改革特別区画法第一條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正</p> <p>（厚生労働省関係構造改革特別区画法第一條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年八月二十九日厚生労働省令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。）</p> <p>第五条 削除</p> <p>別表第一及び別表第一を次のように改める。</p> <p>別表第一及び別表第一 削除</p> <p>別表第三の五の項中「特別養護老人ホーム等の二階建て準耐火建築物設置事業」を「削除」に改め、「第五条」を削る。</p>	<p>十一 法第十条第二項に規定する保険会社その他の厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務又は事務の代行する事務に限る事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十二 その他行政が必要と認める措置</p> <p>期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令</p>
--	--

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一一部改正)

第一条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けてしない特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一 居室その他の入居者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第八条第一項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該二ニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第四十一条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第四十二条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるように、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 第五十五条第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない地域密着型特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第五十九条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第五十九条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 第六十一條第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない二ニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は」を「次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 第六十一條第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 第六十一條第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

イ 第六十一條第一項中「入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては」に改め、同項に次の各号を加える。

平成24年3月30日

○内閣府告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣 野田 雄彦
財務大臣 安住 淳

別表第一「さやいんげんの項中「知念村、大里村、」を削り、「うるま市」の下に「南城市」を加え、同表「ゴーヤーの項中「知念村」を「南城市（旧知念村地区に属する。）」に改め、同表「うがんの項中「う地町、」を削り、同表「うぎくの項中「久米島町」の下に「国頭村」を加え、同表「マンゴーの項中「うるま市」の下に「今帰仁村、八重瀬町」を加え、同表「甘じよの項中「八重瀬町（旧具志頭村地区に属する。）」の下に「うるま市」を加え、同表「肉用牛（子牛・肥育牛）の項中「石垣市」の下に「宮古島市」を加え、同表「モズクの項中「伊平屋村」の下に「恩納村」を加え、同表「肉用牛（子牛）の項中「久米島町」の下に「多良間村、今帰仁村」を加える。

○厚生労働省告示第八十八号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の五、第五十条の七、第五十条の八及び第九十四条の二第三項並びに消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号）第六十六条の三、第一百七十九条第五項、第一百八十四条第一項並びに第二百四十八条の三第一項及び第三項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十一年厚生労働省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合法施行規程（以下「新告示」という）第四条の一、第四条の二、第七条、第十条及び別表第一の規定は平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度についてはなお従前の例によるものとし、新告示第一十二条の規定は平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用し、同日前に終了した事業年度についてはなお従前の例による。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第四条の一中「法第五十条の五に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの（共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつている連合会に再共済に付す組合を除く）及び共済事業を行う連合会をいう。」を「規則第二百一十四条第四項に規定する特定共済組合をいう。」に改める。

第四条の五第一項第一号中「巨大災害リスク」を「巨大災害リスク（前号AからEまで及びFに掲げるリスクに係るもの）を除く。」に改める。

第七条第一項第六号中「当該事業年度」の下に「（当該事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間。以下この項において同じ。）」を加える。

第十一条中「（当該事業年度）の下に「（当該各事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該各事業年度の末日前一年の期間）」を加える。

第一十二条の次に次の二条を加える。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第一十二条 規則第二百四十八条の三第二項及び第二項の厚生労働大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 法第五十条の九の価格変動準備金の額

二 規則第二百四十九条第一項第三号の異常危険準備金の額

三 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対する割戻し割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

四 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

別表第一の備考中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。
七 「その他のリスク（生命）」の対象金額は、普通死亡リスク、災害死リスク、生存保障リスク、災害入院リスク及び疾病入院リスクに係る額を除いた額とする。

八 「その他のリスク（損害）」の対象金額は、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクに係る額を除いた額とする。

別表第一の備考に次の二号を加える。

十 「正味経過危険共済金額」及び「正味発生共済金額」について、算定の対象となる事業年度の期間が一年に満たない又は一年を超える場合にあつては、当該事業年度の末日前一年の期間の額とする。

○厚生労働省告示第八十九号

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「特例インドネシア人看護師候補者」の下に「及び特例インドネシア人介護福祉士候補者」を加える。

第一の中「平成二十年度」の下に「及び平成二十一年度」を「入国した者」の下に「及び平成二

十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者」を加え、「特例インドネシア人看護師候

補者」を「特例インドネシア人看護師候補者等」に、「平成二十三年度試験」を「平成二十三年度看護師試験」という。並びに平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）及び介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」に改め、「同じ。」）

の下に「及び介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）」を加える。

第一の二の中「から3まで以外の部分中「3」を「0」に改め、同1から同3までを削り、第一の二に1から8までとして次のように加える。

1 特例インドネシア人看護師候補者等 特例インドネシア人第一陣看護師候補者及び特例インドネシ

ア人介護福祉士候補者をいう。

2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者及び特例インドネシア人第二陣看護師候補者をいう。

